

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年5月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 加賀 至

1 当該招請の主旨

本業務については、地震活動推移監視装置の機器設定作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 地震活動推移監視装置の機器設定作業
- (2) 業務内容 地震活動推移監視装置の機器設定作業を行う。
- (3) 履行期限 平成29年9月29日（金）

3 業務目的

気象庁は、気象業務法（第3条、第11条他）に基づき、自然災害による被害を軽減し国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展に寄与するよう、気象、地震・津波、火山等の観測データを国内外の気象機関から収集し、作成した防災情報を防災機関、報道機関、国民等へ伝達することを責務としている。

平成28年4月に発生した熊本地震では、4月14日のM6.5の地震に引き続き、16日より規模の大きなM7.3の地震が発生し、更に活発な地震活動が熊本地方から隣接域の阿蘇地方、大分県へ拡大した。また、熊本地震が発生した布田川・日奈久断層帯から、周辺領域の別府・万年山断層帯、日向灘沖の地震や南海トラフ巨大地震への影響が危惧されていた。しかしながら、このように時々刻々と変化した地震活動の推移をリアルタイムに監視するための環境が整備されておらず、地震活動の推移を十分に評価した防災情報を提供することができなかった。

このため、高精度の自動処理震源データを用いてリアルタイムで地震活動の異常な変化を検出するとともに、周辺の活断層や海域の地殻活動への影響を監視するため地震活動領域周辺で発生する低周波地震をリアルタイムで検出するなど、時々刻々と変化する活断層等の地震活動の推移を多角的かつリアルタイムに監視することを目的として、地震活動推移監視装置を整備

する。これにより、地震活動の推移をリアルタイムに監視し、地震活動の変化をいち早く把握し、適時的確に情報提供することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 本装置に係る地震火山部のシステム、ネットワーク及び本装置の接続構成を熟知するとともに、本装置が地震情報に係る多種多様なデータをリアルタイムに処理し、総合的な監視・情報発表を行う当庁の防災業務を担う重要なシステムであることを十分理解していること。
- ② 地震監視業務等に支障を与えないように、ネットワーク設定変更作業を行うことができる技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を十分に理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足させるような改修を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

本装置を安定かつ的確に運用するために必要な情報、セキュリティ確保のための情報を速やかに取得し、適切に措置するために必要な体制を有すること。当庁からの当該システムに関する連絡を受け付け、問題解決に向けたサポート対応を行うための必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

地震観測装置や観測データのテレメータに係る業務、オンライン処理システムのデータ収集・配信に係る業務を実施した実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本装置で使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する

権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 秤谷 芳典

電話 03-3212-8341（内線 2577） F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年5月25日（木）から平成29年6月14日（水）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年6月15日（木）17時まで （1）に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。